

第9回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和2年9月25日午前10時00分			閉会	令和2年9月25日午前11時25分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について (2) 職員の退職について			承認	
2	報告第8号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 修学旅行以外の宿泊行事の中止について			承認	
3	議案第20号	枚方市教育振興基本計画の見直しについて			可決	
4	議案第21号	令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）について			可決	
5	議案第22号	総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員の委嘱について			可決	
6	議案第23号	総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について			可決	
7	議案第24号	枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正について			可決	
8	議案第25号	枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について			可決	
9	議案第26号	議会の議決事項（財産〈空気清浄機〉の取得について）の意思決定について			可決	
構 成 員	教 育 長	奈良 涉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之	
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子	
	教 育 委 員	近藤 孝		/		
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)	奥 誠二	説 明 員	学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 支 援 推 進 室 長	千原 正敏	
	教 育 監 (学校教育担当)	岩谷 誠		教 育 政 策 課 長	山下 恵一	
	総 合 教 育 部 長	前村 卓志		教 育 支 援 推 進 室 課 長 (学事保健担当)	石田 英生	
	学 校 教 育 部 長	狩野 雅彦		教 育 指 導 課 長	嶋田 崇	
	総 合 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 部 参 事	森澤 可幸		放 課 後 子 ども 課 長	赤土 孝史	
	総 合 教 育 部 次 長	新内 昌子	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	笠井 二郎	

	総合教育部次長 兼 中央図書館長	高橋 孝之	傍聴の人数	2人
	学校教育部次長 兼 総合教育部副参事	藤丸 知子		

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年（2020年）第9回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において谷元委員を指名いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

○奈良教育長 それでは、日程1、報告第7号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第7号、臨時代理事項の報告について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、ページ最下段、「1. 臨時代理の理由」にございますとおり、特に緊急を要するため、教育長が臨時に代理をいたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

「2. 臨時代理事項」につきましては、記載の2点でございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、臨時代理第16号、「学校運営協議会委員の委嘱について」につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年8月31日付で教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

「1. 臨時代理の内容」といたしまして、委嘱理由は下にございますように、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を教育委員会の附属機関として設置しました学校運営協議会の委員として、委嘱いたしましたものでございます。

議案書5ページをご覧ください。

こちらのほうに、今回委員として委嘱いたしました殿山第一小学校運営協議会をはじめといたしまして、3小学校の運営協議会委員を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願い

いたします。

なお、委嘱期間につきましては、令和2年8月31日から令和3年3月31日まででございます。

以上、臨時代理第16号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 はい。続きまして、臨時代理第17号、「職員の退職について」ご説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年9月11日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

7ページをご覧ください。

臨時代理の内容でございますが、令和2年9月14日付、普通退職の表のとおり、教育政策課の再任用職員岡村一彦から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、臨時代理第17号の説明とさせていただきます。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第7号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、報告第8号「委任を受けて執行した事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第8号「委任を受けて執行した事項の報告について」、「(1) 修学旅行以外の宿泊行事の中止について」につきまして、ご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書9ページをご覧ください。

「(1) 概要」といたしまして、宿泊行事は学校教育において日常とは異なる生活環境で見聞を広め、集団生活のあり方や公衆道徳を学び、さらには自然や文化に触れる体験を行うなど、児童生徒にとって貴重な学びの場であります。

このことを踏まえまして、教育委員会といたしまして、この間学校との連携を図りながら、その教育的意義に鑑み、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底の上、宿泊行事を実施する方向で検討を進めてまいりました。

しかしながら、全国及び府内、市内において、依然として感染状況について先行きが不透明であるという状況に鑑み、教育委員の皆様ともご協議をしたことを踏まえ、令和2年8月25日付決裁により、令和2年度の市立小中学校の修学旅行以外の宿泊行事を中止いたしましたので、ご報告するものでございます。

なお、修学旅行に関しましては、その教育的意義が高いことや、対象が最終学年であることから、代替の活動を次年度に実施することが不可能であるため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底の上、実施をいたします。

「(2) その他」といたしまして、修学旅行以外の宿泊行事の中止につきまして、市立小中学校に令和2年8月25日付、事務連絡重要にて通知済みでございます。

また、その内容につきまして、令和2年8月26日に臨時校長会を開催し、各校長に説明をいたしました。

なお、実施が迫っておりました学校へは正式に通知をする前に、直接学校を訪問し、丁寧に説明を行っております。

以上、簡単ではございますが、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 3日後にキャンプを予定していた学校もあった中、修学旅行以外の宿泊行事を中止するという決定は非常に難しい判断であったと思います。なぜこの時期に中止決定を行ったのか、改めてお聞きしたいと思います。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 修学旅行等の企画行事につきましては、学校との連携を図りながら、その教育的意義に鑑み、新型コロナウイルス感染の防止対策を現状可能な限り講ずることを前提として、実施するものとしておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況が先行き不透明な中、教育委員会や学校にも保護者から宿泊行事の実施への不安の声が多数寄せられていました。このことから、府内各市の泊を伴う行事の実施状況や各校の状況を改めて確認した上で、修学旅行以外の宿泊行事の中止を決定いたしました。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 この間、教育委員会や学校にも保護者から宿泊行事の実施について意見が寄せられていたと思いますが、どのような意見が寄せられていたか、お伺いしたいと思います。また、この間の府内各市の泊を伴う行事の実施状況はどのような状況であったか、各小中学校の状況を事務局では確認していたと聞いていますが、どのような状況の報告を受けていたか、お伺いします。

○奈良教育長 嶋田課長。

○嶋田教育指導課長 保護者からはさまざまなご意見をいただいております。修学旅行等宿泊行事を実施するとの方針であった時期は、新型コロナウイルス感染症の状況を不安に感じておられるというご意見で、感染症対策についてのご心配も多数いただいております。

また、保護者としては行かせたくないが、児童生徒は行きたいということを思っていることに起因するご心労についてもご意見、ご相談をいただいております。

中止との決定を発信したあとには、特に宿泊学習の実施が間近にあった保護者より苦言を多数いただきました。

また、実施を希望される保護者からのご意見を多数いただきました。

学校からは、中止のお知らせを聞いて、泣いていた児童生徒もいたと聞いております。この間、他市の状況については、修学旅行等の宿泊行事の実施の方向性について情報の収集に努めておりましたが、今後の感染状況が見通せない状況の中で苦慮しておられる状況でありました。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 この修学旅行以外の宿泊行事を中止したことに伴って、各学校は宿泊行事をどのように変更したか、お伺いします。

また、日帰りキャンプを実施した学校の児童生徒の様子は学校からどのような報告を受けているか、お伺いします。

○奈良教育長 嶋田課長。

○嶋田教育指導課長 中止した宿泊行事については、出発予定日に場所を変えずにできる限りのプログラムを実施するデイキャンプをしたり、日程を変更し、近隣でのデイキャンプを計画しております。また、次年度実施する学校もあります。

現在、新型コロナウイルスに罹患した児童生徒及び教職員の報告はありません。旅行業者をはじめ、現地の皆様のご配慮や、教職員及び保護者、児童生徒の感染症対策を行っての実施により、楽しく過ごせた、無事に帰校したとの報告を受けております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

橋野委員。

○橋野委員 「旅行関連業における新型コロナウイルス対策ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に基づき、日帰りキャンプ及び修学旅行についても旅行会社は対応を行っていると思いますが、具体的にどのような対応を行って実施したのか、お伺いします。

○奈良教育長 嶋田課長。

○嶋田教育指導課長 具体的には、団体行動中に可能な限り人と人との距離をはかり、場合により互いの会話を控える、消毒設備の設置、設備等を事前に各所に依頼し、手洗いや消毒の頻度を定期的、計画的に増やす。食事、入浴、就寝の時間以外はマスクの着用を励行する。輸送機関、見学、食事、宿泊施設等に、事前及び定期的な消毒と機能を最大とした換気といった対策を講じております。学校では、移動するとき人と人の距離をとる。移動の車中や食事中や入浴等でしゃべらない等の指導をしております。また、Go Toキャンペーンを活用し、バスの台数を増やすな

どをしております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

橋野委員。

○橋野委員 もう一つ、続いて質問させていただいてよろしいでしょうか。

就学援助を受給している世帯で、宿泊を伴う校外学習の交通費等、見学料については、就学援助で別途支給されると聞いていますが、今回キャンプ等を中止し、多くの学校が日帰りキャンプに切りかえたことで、支給されず、保護者の経済的負担も多くなっているのではないかと危惧しています。今回、特殊な事情を考慮して、保護者の経済的負担を軽減する対策は何か考えられないでしょうか。

○奈良教育長 千原学校教育部次長。

○千原学校教育部次長 委員ご指摘のとおり、宿泊を伴う校外学習が日帰りに変わったことで、交通費や見学料については就学援助として別途支給はいたしません。今後、保護者の負担軽減につながるような方策について、検討してまいりたいと考えております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 質疑というよりも、意見のほうを述べたいと思います。

先ほど狩野部長のほうから説明がありましたように、宿泊行事は学校教育において日常とは異なる生活環境で見聞を広め、集団生活のあり方や公衆道徳を学び、さらには自然や文化における体験を行うなど、児童生徒にとって貴重な学びの場であります。この教育的意義に鑑み、修学旅行以外の宿泊行事の実施については、教育委員会としては全国及び府内、市内において、依然として感染状況について先行きが不透明である状況を踏まえ、児童生徒の安全を重要視して、中止を決定いたしました。

中止との通知を発信した後には、特に宿泊学習の実施が間近であった保護者より苦言や実施を希望される保護者などからご意見を多数いただいたということです。今後は、教育委員会としては学校がさまざまな状況を想定した準備期間を必要とすることを踏まえ、早い段階で学校の状況を把握し、確認し、可能な限り早期に決定内容を伝えるようにしていただきたいと思います。

修学旅行に関しては、その教育的意義が高いことや、対象学年が最終学年であることから、代替の活動を次年度に実施することが不可能であるため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底の上で実施するということです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の状況が先行き不透明の中、教育委員会や学校にも保護者から宿泊行事の実施への不安の声が多数寄せられています。実施するとなれば、ガイドラインなどにに基づき、輸送機関、見学、食事、宿泊施設などでの安全対策を事前に十分検討し、新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じるよう、教育委員会と学校がより連携をとり、進められるようお願いいたします。

○奈良教育長

他に質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終結します。

以上をもって、報告第8号の聴取を終結します。

続きまして、日程3、議案第20号「枚方市教育振興基本計画の見直しについて」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第20号、「枚方市教育振興基本計画の見直しについて」ご説明いたします。

議案書10ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、本市教育施策の中長期的な方向性を示す枚方市教育振興基本計画について、令和2年3月に策定しました枚方市教育大綱などを踏まえつつ、外部の学識経験者のご意見などもいただきながら、見直し作業を進めてきたものでございます。見直しにかかる経過等につきましては、8月20日開催の教育委員会協議会でもご説明させていただくとともに、見直し案のご確認もいただいておりますので、前回までのご説明以降の経過や、その後の主な修正内容などを中心にご説明をさせていただきます。

教育委員会協議会でご説明させていただいた見直し案を、8月27日開催の教育子育て委員協議会において報告を行い、ご意見をいただきました。

また、その翌日の8月28日から9月16日にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民からのご意見をいただきました。

最終的に、教育子育て委員協議会での案に、各委員からいただいたご意見やパブリックコメントでのご意見を踏まえた修正を行い、本日の資料の見直し案に取りまとめたものでございます。

それでは、別紙の見直し案に沿って、ご説明いたします。見直し案の4ページをご覧ください。

ここでは、委員協議会での「外国籍の子どもが増えている状況から、そういった社会状況の変化や支援への対応について記載すべき」とのご意見を踏まえ、教育を取り巻く社会状況として、グローバル化の進展について記載している部分を修正したものでございます。

7行目からの段落で、出入国管理法の改正など、全国的な状況を記載するとともに、③の最後の段落では、それを受け、外国籍の子ども等への学習支援や相談支援など、本市での取り組みについて記載をいたしました。

次に、5ページ末尾から6ページの4行目にかけてでございますが、委員協議会では、不登校児童生徒への支援について、「対応だけでなく、社会情勢や支援の考え方等についてももう少し記載が必要ではないか」とのご意見をいただき、修正を行ったものでございます。

また、次の段落に、適応指導教室ルポによる支援など、これに対応する本市での取り組みについて記載いたしました。

次に、6ページ中ほどの⑧、子どもの貧困問題への対応についてですが、こちらも委員協議会では、「格差と貧困の拡大が懸念される中、市として、この問題に向き合っていくためにも、こうした時代背景を踏まえた記載が必要ではないか」とのご意見をいただき、新たに第2章に、教



育を取り巻く主な社会状況の一項目として追記をしたものでございます。

なお、パブリックコメントにおいても、教育格差という観点から同様のご意見をいただいております。

次に、8ページをご覧ください。

2行目からですが、基本方策2に係るこれまでの主な取り組みについて、今回委員協議会時点の見直し案では、平和教育の視点について、文中に「平和」という言葉を記載しておりませんが、委員からのご意見を踏まえ、修正を行ったものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

前のページから続いている基本方策7における取り組みの最後の段落ですが、先ほどの6ページの子どもの貧困問題への対応に関して、これまでの主な取り組み及び課題として記載したものでございます。

次に、第4章の基本方策の取り組みについて、18ページをご覧ください。

基本方策2の「豊かな心と健やかな体を育む教育の充実」の中で、2段落目の5行目に、先ほどの委員協議会でのご意見を踏まえ、「平和」について明記するとともに、次の段落では、外国籍の子どもや家庭への支援について記載を行っております。

次に、20ページをご覧ください。

基本方策5の幼児教育についてですが、委員協議会において、「子どもたちが将来自立して生きていくためには幼児教育の段階から、昨今重視されている自立心や協同性、道徳性といった非認知能力といわれる力の育成が重要ではないか」とのご意見をいただきましたことから、幼稚園教育要領にも同様の趣旨が述べられていることを踏まえ、2段落目の3行目以降の記載を修正したものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

基本方策7の「学びのセーフティネットの構築」について、下から二つ目の段落に、先ほどの第2章の部分と同じく、委員協議会及びパブリックコメントでのご意見を踏まえ、子どもの貧困対策についての記載を追加したものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

基本方策8の「学びを支える教育環境の充実」に係る学校の施設整備関係の部分ですが、委員協議会でのご意見を踏まえ、2つ目の段落に空調整備について、今年度で終了するPFI事業の検証やその後の効率的な維持管理、また学校体育館への空調設備の計画的な整備などについて記載をしております。

次に、24ページをご覧ください。

基本方策9の「生涯学習の推進と図書館の充実」について、委員協議会での「学校図書館の機能充実のため、具体的な対応として、司書配置について明記するべき」とのご意見を踏まえ、最後の段落の修正を行っております。

また、パブリックコメントでも同様のご意見をいただいております。

次に、同じく24ページの基本方策10、「文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実」では、「文化芸術の分野について、今後開設予定の総合文化芸術センターの活用やスポーツ

の分野での取り組みなど、もう少し具体的な記述が必要ではないか」とのご意見を踏まえ、24ページの下から2行目及び25ページの5行目からの段落について修正を行っております。この部分については、委員協議会のほかパブリックコメントにおいても同様のご意見をいただいております。

以上が計画の主な見直し内容となっております。

次に、8月28日から9月16日にかけて実施しましたパブリックコメントの結果について、紙で配付しております資料2をご覧ください。

パブリックコメントとして、19人の方から計60件のご意見をいただき、資料2に、ご意見の用紙とそれに対する市の考え方を記載しております。

なお、内容が同様のご意見が複数ある場合には、集計上、一部まとめさせていただいております。

主なご意見について、何点か抜粋してご紹介させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。

No. 5からNo. 8まで、30人学級の実現とさらなる少人数学級の充実についてのご意見をいただいております。

なお、少人数学級については、3ページ以降でも類似の意見を複数いただいております。

次に、資料6ページのNo. 20からNo. 23まで、子どもたちへのきめ細かい教育のため、教職員の働き方改革や多忙化の解消が必要といったご意見をいただいております。こちらも、ほかにも類似のご意見を複数いただいております。

次に、資料の9ページのNo. 35、No. 36では、子どもたちの家庭環境などによる教育格差への対応についてご意見をいただいております、これらのご意見については、子どもの貧困についての記載に反映させていただいております。

もう1点、資料の10ページのNo. 40、No. 41では、文化芸術やスポーツの分野についての取り組みの充実についてご意見をいただいております、新しい総合文化芸術センターの活用などについて計画に反映を行っております。

なお、パブリックコメントの結果については、今後、市ホームページ等で公表する予定としております。

最後になりますが、本見直し案につきましては、確定後、市議会へ情報提供を行うとともに、本市ホームページ等で公表を行います。

以上、議案第20号、枚方市教育振興基本計画の見直しについてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 質疑というより、意見のほうを1点、まず述べさせていただきます。

今、8月27日の教育子育て委員協議会と、またパブリックコメント等踏まえて、前回まで教育政策会議及び教育委員会協議会等で協議してきた点を踏まえ、さらに修正、追加していただきま

して、またその説明を聞き、おおむね理解をいたしました。その中で、28ページに「参考」という部分があるのですが、ここに、枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿及び審議経過が記載されております。この審議会委員や審議会経過等は現行の平成28年9月の策定についてのことですので、このまま記載すると、本見直し案も策定されたように受け取られると思います。今回の見直し案の策定の経過がありませんので、その経過がわかるように記載する必要があると思います。ご検討のほう、よろしく願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 私ども、これまでも意見をいろいろと述べさせてもらいましたが、今回もまたちょっと意見を述べたいと思います。

この枚方市教育振興基本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間としていることから、計画の骨格となる計画の位置づけや教育目標については、原則見直しの対象とはしていないということを踏まえ、今回見直しをされました。教育を取り巻く現状や枚方市における教育の主な取り組みと課題について、新たに計画をまとめ、見直しと修正を行ったとのこと。

また、平成30年6月に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画や令和2年3月に策定された新たな枚方市教育大綱に掲げる重点方針のほか、新型コロナウイルス感染症等に対応した新しい生活様式などを踏まえ、枚方市教育振興基本計画を見直し、策定したと理解いたしました。

今回の枚方市教育振興基本計画では、第4章で目指すべき教育を実現するため、確かな学力と自立を育む教育の充実をはじめ、10の基本方策が掲げられています。これらを見ましても、教育にかかわる課題が多様化、複雑化する中であって、今後新しい学校教育の確立が求められる中、新たな課題に向け、さらに内容の充実を目指す必要があると考えます。

また、5点の重点的に進める取り組みが追加され、学校休業にも対応できるよう、オンライン授業の実施やICTを活用した学習保障など、具体的な取り組みが記述しており、大変充実した内容の計画になっていると思います。計画の見直しに当たり、委員協議会をはじめ、パブリックコメントでご意見を賜りました皆様に感謝申し上げます。

事務局の皆さんには、コロナ禍の中での見直しとなり、いろいろご苦労をおかけし、本当にありがとうございました。来年度からは、新しい枚方市教育振興基本計画の基本方策をもとに、追加された重点的に進める取り組みなど、幅広い事業が展開されることを期待しております。そして、今後の枚方市の教育行政を展開する基本的な方向性を示す指標として、この新しい枚方市教育振興基本計画が広く市民の皆様にもご理解いただけるよう、周知を図っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 もう1点、このことについて意見を述べたいと思います。

先ほどお話ししましたように、本見直しは、学識経験者、教育子育て委員協議会での委員の意見、またパブリックコメントなど、貴重なご意見をいただいて策定をされております。また、本

計画見直しは、新しい枚方市教育大綱や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、また国のGIGAスクール構想によるICT環境の整備や教育指導の質的転換、新型コロナウイルス感染症対策などの取り組みなど、不易と流行を踏まえて作成されております。

第4章の「めざすべき教育を実現するために」では、10の基本方策が現行より文言や内容を加筆したり修正され、今後おおむね4年間で進めるべき重点的な取り組みを示されました。10の基本方策だけでなく、5つの重点的な取り組みを示され、枚方市教育委員会の取り組む目標がより明らかになったと思います。

教育委員会事務局の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策などに大変お忙しい中、本計画の見直しに精力的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

本計画は、教育委員会の取り組みの計画ですが、そのことは学校園教育の推進に大きくかかわることですから、教育委員会と学校園が連携を密にして取り組みをしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

パブリックコメントでは、本計画の評価について貴重なご意見をいただいております。本計画の評価について、よりわかりやすい方法を検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

この新しい教育振興基本計画が学校園関係者はもちろん、広く市民の皆様にも理解していただきますよう、リーフレットなども作成し、周知をしていただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第21号「令和3年度大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第21号、「令和3年度大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)について」につきまして、ご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

議案書12ページをご覧ください。

初めに、「1. 内容」ですが、令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）に関する実施要領に基づき、本テストに参加するものでございます。

次に、「2. 目的」ですが、本テストに、枚方市立小学校が参加して、子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を確実に身につけることにあります。

議案書13ページの参考書類、別紙1をご覧ください。

本件につきましては、令和2年9月1日付で、大阪府教育委員会教育長から、令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の参加について依頼があったものでございます。

それでは、本テストの概要につきまして、ご説明をいたします。

議案書14ページの参考書類、別紙2、本テストの実施要領をご覧ください。

「1 趣旨・目的」ですが、先ほどご説明した目的に加えまして、その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下に記載しております「（1）児童」から「（5）大阪府教育委員会」まで、記載されました取り組みの充実に努めるとされております。（4）には、市町村教育委員会において、「①各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。②市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。」とされております。

次に、「2 テスト及びアンケートの内容等」をご覧ください。

本テストの対象は、（1）①のとおり、小学校の第5学年、第6学年の全児童でございます。

「②実施内容」でございますが、15ページをご覧ください。

アに記載のように、第5学年では、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年では、教科横断的な問題とするとされております。「・」の1つ目、出題範囲は、小学校学習指導要領に示された内容で、各学年とも原則として前の学年までの内容とされております。「・」の3つ目、教科横断的な問題につきましては、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等が出題されます。出題形式につきましては、選択式及び短答式に加え、記述式となっております。

イの児童アンケートにつきましては、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力のほか、記載の内容や学習状況、学級、授業等に関する意識等を問うアンケートが実施されます。

また、「（2）教員」の①のとおり、小学校第5、第6学年の学級担任を対象としまして、教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取り組み等に関する教員アンケートも実施されます。

次に、「3 テスト及びアンケートの実施日・場所・時間」でございます。

（1）テスト及びアンケートの実施日は、令和3年5月27日木曜日となっております。

（2）②で、テスト及びアンケートの時間につきましては、国語、算数、理科はそれぞれ20分、教科横断的な問題は40分、児童アンケートは20分程度となっております。

③にございます教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち、任意の時間に実

施するものとされております。

議案書16ページをご覧ください。

「4 テスト・アンケートの作成及び実施並びにその後の取り組みの実施体制」についてでございます。本テスト及びアンケートは、大阪府教育委員会が作成等をされ、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行うこととなっております。その他につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「5 テスト及びアンケート結果の取り扱い」でございます。

「(1) 結果分析」につきましては、記載の内容についての分析が行われます。

また、「(2) 提供資料」につきましては、児童には、自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人情報提供されます。

17ページをご覧ください。

学校、それから市町村教育委員会のほうには、それぞれ記載のデータが提供されるということとなっております。

「(3) 教育委員会及び学校によるテスト及びアンケート結果の公表」につきましては、本テストの目的を達成するため、教育委員会や学校が教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、「①大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表。②市町村教育委員会は、本テストの趣旨に基づき、域内の状況に係る結果や取り組みの説明に努める。」とされております。

また、自らが設置管理する学校の結果につきましては、それぞれの判断において公表することは可能とするとされ、その場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことにつきましては、テストの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断することとされております。

また、「③学校は、保護者等に自校の結果について、本テストの趣旨・目的を達成するために公表することは可能とする。」とされております。

「(4) テスト及びアンケート結果の取り扱いに関する配慮事項」でございますが、「本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする」とされ、「児童等への影響を十分に配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにする」とともに、議案書18ページでございます、そちらの2行目に記載のように、「数値を一覧にした公表、数値により順位を付した公表は行わないこと」とされております。

「6 テスト及びアンケート結果の活用」につきましては、記載のとおりでございますが、(3)には「市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会議等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取り組みを進めるとともに、教育施策及び教育の改善を進めること」とされております。

「7 留意事項」につきましては、議案書19ページでございます。

(6)の「教育課程上の位置づけ」につきましては、「市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことはできる」とともに、アンケートにつきましても、「特別活動(学級活動)の一部として取り扱うことはできる」と書いております。しかしながら、教科横断的な問題につきましては、「特定の教科として教育課程上、位置づ

けることはできない」とされております。

また、「(7) 障がいのある児童への配慮及び対応」、「(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応」につきましては、「学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、実施に当たっては、児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。」、さらに、(9) では、その他の支援が必要な児童への配慮につきましても、「保護者と協議のうえ、柔軟に実施すること。」実施するに当たりましては、「当該児童の状況に応じて配慮すること」とされております。

以上、趣旨、目的、内容を中心にご説明をさせていただきました。簡単ではございますが、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今説明をいただきましたけれども、2点ほど質問させてください。

まず、1点目ですけれども、実施内容について伺います。

15ページのア、「第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題。第6学年は、教科横断的な問題とする」とあります。第6学年は、国語、算数、理科の問題は出題されないということでしょうか。その場合、テストの時間は第5学年と第6学年では違ってくるように思いますが、どうなのでしょう。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 本テスト及びアンケートは、全国学力・学習状況調査と同日に行われますので、第6学年は教科問題ではなく、全国学力・学習状況調査後に教科横断的な問題及びアンケートが実施されます。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 もう1点ですね、テストの内容について伺いたいと思います。

教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして、自身の考えを表現したりする力を問う問題等とあります。どのような内容になるのでしょうか。考えられる想定的な例があれば教えていただきたいと思います。

○奈良教育長 嶋田課長。

○嶋田教育指導課長 現時点でわかっている内容としましては、情報活用能力や問題発見、解決能力が問われる問題を出題されると言われています。日常の事象において、算数で学習した引き算や割り算、数量の関係をを用いて数理処理の問題で、またそれを日常の事象と即した形での回答が求められるもの。また、与えられた情報、テキストや図表の意味や情報化の関係性を捉えられるかどうかを問われる内容とか、与えられた情報を整理し、問題解決のための最適化された方法を考えることができるかどうかの問題を想定しております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 先ほど狩野部長から説明がありました中で、結果公表についてですけれども、これをずっと細かくいいますと、ほぼその公表については、全国学力・学習状況調査とほぼ同じように受けとめたんですけれど、そういうような受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○奈良教育長 嶋田課長。

○嶋田教育指導課長 現時点はそういうふうに捉えております。また今後、結果のことにつきましては検討させていただきたいと思っております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 質問より意見として、1点述べたいと思います。

来年度ですね、小学校5年、6年生にこの大阪府新学力テストが実施されるということですが、特に教科横断的な問題についてが大きな意味合いがあると思います。目的にもありますように、言語能力や読解力、情報活用能力等の育成については、今後、子どもたちが社会で生きていく力で非常に大事な視点だと思っておりますので、このテストは意義があるものだと思います。

ただ、先ほど教科横断的な問題について、まだ内容的には明らかになってないということですが、私は来年5月に行われるわけですので、やはり3学期にはプレテスト的なものを実施する必要はあるんじゃないかと思っております。やはり子どもたちに普通の問題よりも、複合的な問題を日常的に考えていくんだよということを指導の中で意識させながら、授業の中でも取り組んでいく。その経過途中の中でまた評価をしてあげる。そういう意味で5月があるというふうに捉えた場合、急に5月に複合的な情報活用全て含んだ問題を解いて、結果がどうであったかというよりも、やはり指導があつての評価と思っておりますので、その辺ですね、府のほうにもまた話をさせていただきたいと思っております。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 私も1つ意見を述べたいと思います。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国学力・学習状況調査の実施が見送られました。先ほどの説明から、大阪府新学力テストはその内容から考えますと、神田委員も言われましたように、教科横断的な問題が出題され、かなり子どもたちにとってもあんまり慣れたような問題じゃないかなというふうに感じます。その中で、情報を読み取る力、考えを表現する力、このあたりは枚方の子どもたちにとっても、全国的にでも課題であるというふうに捉えておりますけれども、子どもたちに身につけているかどうかというのを調査して、考察するようです。新学力テストの実施により、子どもたちは自分の強みや弱みを知り、新たな目標を立て、強みを伸ばすことや課題を克服する手だてとすと思います。教員は子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み、弱みを知り、一人ひとりの実態を把握するとともに、授業改善や指導の充実に努めてもらいたいと思います。そのためにも、例年行っている自校採点を各学校で、全国学力・学習状況調査とともに実施していただいて、一人ひとりの子どもの課題を早く知り、各学校の課題や児童の実態を分析して、今後の取り組みに生かしてもらおうようお願いしておきます。

以上です。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終結します。



これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第22号「総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員の委嘱について」を議題とします。

なお、日程5及び日程6、議案第23号「総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について」につきましては、密接に関連しておりますので、これらを一括して議案とし、説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○奈良教育長 それでは、説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま一括上程いただきました議案第22号及び第23号の提案理由を、順次ご説明いたします。

まず、議案第22号、「総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員の委嘱について」につきまして、ご説明をいたします。

議案書20ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

議案書21ページをご覧ください。

「1. 委員の委嘱」のうち、委嘱理由でございますが、総合型放課後事業を実施するに当たり、運営事業者を選定するため、選定審査会を置き、申請書類等に基づく調査、審議を実施していただくためのものでございます。

議案書22ページをご覧ください。

委嘱委員につきましては、学識経験のある者2名、児童福祉に関する専門的知識を有する者1名、社会教育に関する専門的知識を有する者1名、市民団体又は関係団体を代表する者1名の合計5名の構成となっております。

なお、委嘱期間につきましては、令和2年9月25日から令和4年9月24日までの2年間でございます。

続きまして、議案第23号、「総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について」につきまして、ご説明をいたします。

議案書23ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会

の議決をお願いするものでございます。

議案書24ページをご覧ください。

内容につきましては、諮問書に記載のとおり、総合型放課後事業委託事業者選定審査会に対しまして、総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定に当たり、枚方市附属機関条例により、調査、審議するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号及び第23号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 議案第23号のこの選定審査会への諮問ですけれども、答申は目途としてはいつごろに考えられているのでしょうか。

○奈良教育長 赤土放課後子ども課長。

○赤土放課後子ども課長 ただいまご質問いただきました答申の時期でございますが、本年は4回の選定審査会開催を予定しておりまして、現時点での予定は12月上旬ごろを予定しております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第22号及び議案第23号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程7、議案第24号「枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第24号、枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書25ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。今回の改正は、香里ヶ丘図書館に指定管理者制度を導入したことにより、中央図書館以外に市直営の図書館がなくなったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正に内容につきましては、27ページから始まります新旧対照表をご覧ください。

第4条につきましては、第2項中、「図書館」を「中央図書館」に改めるものでございます。  
第7条につきましては、これまで第8条で図書館共通の分掌としていたものを、中央図書館の分掌とするものでございます。第8条、第9条につきましては、文言の整理を行っております。

恐れ入りますが、26ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程8、議案第25号「枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第25号、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書29ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、香里ヶ丘図書館に指定管理者制度を導入したことによる中央図書館以外に図書館長の配置がなくなったこと及び香里ヶ丘図書館の多目的室について、目的外使用許可を行うことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、31ページから始まります新旧対照表をご覧ください。

まず、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係でございますが、第8条につきましては、第4号を第5号とし、第4号として、「香里ヶ丘図書館の多目的室及び附属設備の目的外使用許可に関する事」を加えるものでございます。

第9条につきましては、第7号中、「使用許可」を「目的外使用許可」に改めるものでございます。

第11条につきましては、見出し中、「図書館長等」を「中央図書館統括課長代理」に改め、同

条第1項を削除するものでございます。

第14条につきましては、後段に、「この場合において、代決者が複数あるときは、あらかじめ上司が指定する者が代決することができる。」を新たに加え、表の図書館長（中央図書館長を除く。）の項と同表備考を削除するものでございます。別表につきましては、「図書館長（中央図書館長を除く）」の文言を削除するものでございます。

次に、教育委員会公印規程関係でございますが、別表第1の17の項につきましては、名称を「枚方市立〇〇図書館長印」から、「枚方市立中央図書館長印」に、書体を「楷書又はてん書」から「てん書」に、公印管守者を「図書館長（中央図書館にあっては、副館長）」から「中央図書館副館長」に改め、別表第2の17号につきましては、「枚方市立〇〇図書館長印」から、「枚方市立中央図書館長印」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、30ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規程は公布の日から施行するものでございます。また、附則の2は、今回の規程の改正前に行われた代決等が改正後も効力を失わないことを定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程9、議案第26号「議会の議決事項（財産〈空気清浄機〉の取得について）の意思決定について」を議題とします。

なお、本件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第6号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、本件につきましては、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。

休憩中の時間を使って、教育委員会協議会を行います。

< 非 公 開 >

○奈良教育長 ただいまから定例会を公開します。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。これをもって令和2年（2020年）第9回教育委員会定例会を閉会します。

署 名

奈 良 涉

---

谷 元 紀 之

---